

参考資料 1 契約書の案

平成〇年度契約キャベツ取扱要領(契約書)	
1. 出荷期間	平成 15 年 11 月 1 日より平成 16 年 3 月末日
2. 品種	秋冬きゃべつとし、YR 藍宝・彩ひかりを使用する。
3. 栽培体系	減化学肥料・減農薬栽培
4. 数量	日量最低 200kg ～最高 1,000Kg とする。 出荷側は翌週の月曜日から土曜日までの出荷予定を前週の木曜日までに S 社へ提示し、出荷 2 日前に確定数量を提示する。
5. 規格	経済連規格で 5 玉から 7 玉を中心とし、4 玉クラスまでは可能
6. 選別基準	①出荷できるもの A 品：外葉が 1 枚あり、内葉に虫食い等の被害のないもの、外葉は虫食い可 B 品：外葉のないもの（通称：しろむき）  ②出荷できないもの 上記以外のもの
7. 容器・容量	① S 社提供のコンテナに A・B ごとに詰める  ②コンテナ毎に計量し、A・B 別、重量、生産者名(番号可)を明記する。  ③コンテナの転用は不可
8. 検品	S 社入荷時に生産者カードを元に品質・規格・量目を検品実施をする。
9. 集荷・物流	①集荷：生産者が K 出荷組合の選果場集める ②選果：生産者が K 出荷組合の選果場にておこなう ③物流：S 社手配の運送会社が選果場から S 社指定場所へ運搬す

る。

10. 価格 ① A 品 1 Kg 当り 54 円 (暫定)  
② B 品 1 Kg 当り 27 円 (暫定)
11. 精算 下記の通りとする。  
締め日 10 日 20 日月末  
支払日 20 日月末 10 日
12. 不可抗力免責 天災(台風・地震・雪害・その他天候に関わる気象条件)による出荷数量の大幅な数量変更が発生した場合  
その場合、出荷側は S 社に対して、状況報告・その他必要とされる  
情報については、誠意をもって伝える義務がある。  
情報伝達がなされない場合は免責条項に含まれない。
13. 損害賠償 ①品質不良商品の廃棄処分費用の負担  
(廃棄処分量 : Kg) × 14 円 = 請求金額  
  
②品質不良商品に起因する作業人件費の負担  
(作業のべ時間) × 750 円 = 請求金額  
  
③請求金額については S 社支払い時にて相殺することとする。
14. 協議事項 本書に定めのない事項及び不測の事態が生じた場合、お互い誠意をもって協議し問題発生事項について処理決定を行うものとする。
15. 交流会 生産と消費の心の情報を活発にするために相互交流の場を計る。  
内容は相互協議の上決定していく。

本書締結の証として本書 2 通を作成し、双方各 1 通を保有する

平成 年 月 日

印

印